

定期報告対象建築物 改正後(政令指定, 特定行政庁指定の別)

番号	用途	政令指定 該当用途部分が避難階のみにあるものは対象外			特定行政庁指定 該当用途部分が避難階のみにあっても対象		
		地階又は 3階以上の階(※)	主階が 1階にないもの	客席が 200㎡以上	地階若しくは 3階以上の階(※)	500㎡以上	主階が 1階にないもの
1	劇場, 映画館, 演芸場,	地階又は 3階以上の階(※)	主階が 1階にないもの	客席が 200㎡以上	地階若しくは 3階以上の階(※)	500㎡以上	主階が 1階にないもの
2	観覧場, 公会堂, 集会場	地階又は 3階以上の階(※)	—	客席が 200㎡以上	地階若しくは 3階以上の階(※)	1,000㎡以上	—
3	病院又は診療所 (患者の収容施設があるものに限る)	地階又は 3階以上の階(※)	—	2階に 300㎡以上	地階若しくは 3階以上の階(※)	1,000㎡以上	—
4	ホテル又は旅館	地階又は 3階以上の階(※)	—	2階に 300㎡以上	地階若しくは 3階以上の階(※)	1,000㎡以上	—
	高齢者, 障害者等の就寝の用に供する用途 (告示第240号第1第2項第1号の用途) 【共同住宅, 寄宿舎 等】	地階又は 3階以上の階(※)	—	2階に 300㎡以上	—	—	—
	高齢者, 障害者等の就寝の用に供する用途 (告示第240号第1第2項第2号～第9号の用途) 【助産施設, 各種老人ホーム, 障害者支援施設 等】	地階又は 3階以上の階(※)	—	2階に 300㎡以上	—	—	—
5	児童福祉施設等	—	—	—	地階若しくは 3階以上の階(※)	1,000㎡以上	—
6	学校又は体育館(学校に付属するものに限る)	—	—	—	地階若しくは 3階以上の階(※)	2,000㎡以上	—
	体育館(学校に付属するものを除く)	3階以上の階(※)	2,000㎡以上	—	地階若しくは 3階以上の階(※)	2,000㎡以上	—
7	博物館, 美術館, 図書館, ボーリング場, スキー場, スケート場, 水泳場又はスポーツの練習場	3階以上の階(※)	2,000㎡以上	—	地階若しくは 3階以上の階(※)	2,000㎡以上	—
8	百貨店, マーケット, キャバレー, カフェー, ナイトクラブ, バー, ダンスホール, 遊技場, 公衆浴場, 料理店, 飲食 店, 物品販売業を営む店舗	地階又は 3階以上の階(※)	3000㎡以上	2階に 500㎡以上	地階若しくは 3階以上の階(※)	1,000㎡以上	—
	展示場, 待合	地階又は 3階以上の階(※)	3000㎡以上	2階に 500㎡以上	地階若しくは 3階以上の階(※)	1,000㎡以上	—
9	事務所その他これに類するもの (階数が5以上で延べ面積が1,000㎡を超えるものに限る)	—	—	—	地階若しくは 3階以上の階(※)	—	—

(※) 該当する用途部分の床面積が, 100㎡超のものに限る。

赤文字 : 赤文字について, 新規対象となる指定建築物を示す。